

岩内町パブリックコメント実施要綱（解説）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の重要な政策の意思決定過程における町民参加の機会の確保並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に寄与することを目的とする。

- ◆ この要綱は、町民に町の意思決定過程の情報を公表し、公正の確保と透明性の向上を図るとともに行政への関心と町政への参画を促進し、町民との協働によるまちづくりを進めることを目的としています。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の重要な政策の決定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長（水道事業及び下水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。）、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会をいう。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者又は法人その他の団体、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。

- ◆ 各号で、この要綱で使用している用語の定義を定めています。

(1) パブリックコメント手続

「意思決定前の情報の公表」により、町民に説明する責務を果たすこと、「町民が意見を述べる機会」と「町の応答」を規定することにより、「意思形成過程での町民参加」と「行政の説明責任」を一連の手続として確保するものです。

(2) 実施機関

実施機関の範囲は、議決機関である議会を除いた執行機関を対象として

います。

(3) 町民等

意見を求める対象は、町内に住所を有する者、同じく町内に住所を有する法人その他の団体のほか、パブリックコメント手続に係る事案の利害関係者と定義しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な政策に関する計画若しくは個別行政分野における施策の基本方針に関する計画の策定又は改廃
 - (2) 町の基本的な制度、方針に関する条例若しくは個別行政分野における施策の基本方針に関する条例の制定又は改廃
 - (3) 町民等に義務を課す、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税等（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則、審査基準等で実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めたもの
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合
 - (2) 内容が軽微なものであると認めた場合
 - (3) 内容が実質的に選択等の余地がないと認めた場合
 - (4) 町民等の意見を聴取する手法が法令に定められている場合
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合

- ◆ 行政の効率性を考えるとすべての施策等について、パブリックコメント手続を実施することは困難であるので、町民の生活に重大な影響を与えるような施策等に限定して実施するというものです。その中で、具体的にどの案件を対象とするかについては、案件の性格、内容等に応じ、各実施機関がこの要綱の趣旨等に照らして判断し、実施することとしています。

実施することとなる具体例としては、

(1)では、「岩内町障害者計画」、「岩内町住生活基本計画」といった福祉や住宅施策等行政分野ごとの基本的な計画、方針等を想定しています。また、計画に類似した将来構想や長期ビジョン等も含まれます。

(2)では、「岩内町行政手続条例」、「岩内町情報公開条例」、「岩内町畜犬取締及び野犬掃とう条例」といった町の基本的な制度、方針や個別行政分野における施策の基本方針に関する条例を想定し、上位法に基づいて定めた条例や行政組織の内部手続を定めた条例等は除くこととしています。

※除外とするもの：岩内町部設置条例、岩内町費職員の給与に関する条例
など

(3)では、「岩内町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、「岩内町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例」といった町民等に義務を課す、若しくは権利を制限することを内容とする条例を想定し、町税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く（地方自治法第74条第1項に規定）こととしています。

※除外とするもの：岩内町税条例、岩内町行政財産使用料条例など

第2項では、第1項でパブリックコメント手続の対象となる計画や条例であっても、対象外とした方が適当であると考えられる場合の「適用除外」を示しています。

パブリックコメント手続の対象となる政策等は、本来時間をかけてじっくり議論を行うべき性質のものですが、災害や緊急事態により町民生活に影響を与える規制を、短期間に策定する必要がある場合などを「(1)迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合」とします。

「(2)内容が軽微なものであると認めた場合」、「(3)内容が実質的に選択等の余地がないと認めた場合」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや、制度改廃の方法・内容について、法令等に定められていて、町の裁量の余地がない場合とします。

「(4)町民等の意見を聴取する手法が法令に定められている場合」とは、次のような場合となります。

具体例：都市計画・土地区画整理事業計画（都市計画法）、緑の基本計画（都市緑地法）など

(5)の附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合とは、附属機関等（いわゆる審議会をいう。）の答申等を受けて意思決定を行う場合で、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等の場合、同様の案に

ついて手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから、改めてこの要綱に定める手続を経ないで意思決定することができるものとします。

(政策案の公表)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を行う場合は、町民等が十分理解できるよう、政策案のほか、次の各号に掲げるものを併せて公表しなければならない。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策案を策定する趣旨又は目的及び背景
- (3) 政策案に関連する資料

2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が定める場所において行う閲覧

3 公表を行う場合は、その旨を広報紙に掲載すること等により、広く町民等に周知するよう努めるものとする。

◆ 公表は、単に計画案や条例案のみを示すのではなく、その趣旨や目的、策定等に至った背景や経緯、政策の概要等を分かりやすく示していく必要があり、町民等がその案件についての内容を十分理解し、適切な意見を提出できるよう心掛けるとともに、案だけでは十分な理解に至れないと想定される場合には、関連する資料や情報を併せて提供するものとします。

公表方法のうち実施機関が定める場所については、当該施策等の案の所管課を想定していますが、当該場所以外でも多様な方法での周知に努めることとします。

案及び公表資料が相当量に及ぶ場合で、そのすべてをホームページに掲載することや、閲覧または配布することが行政効率の面から不相当と思われる場合は、必ずしも案及び公表資料全体を添付する必要はありません。ただし、この場合でも、案及び公表資料全体の入手方法を明確にした周知に努めることとします。

(意見等の募集及び提出)

第5条 実施機関は、政策案の公表を行うときは、30日以上期間を設けて政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、理由を明記したうえで当該期間を設けることができるものとする。

2 実施機関は、次の各号に掲げる方法により、政策案に対する町民等からの意見等の提出を受けるものとする。

- (1) 実施機関が定める場所への直接の提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として、住所、氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

◆ 意見提出の期間は30日以上としますが、政策案中、各実施機関において、町民等に義務を課し、又は権利を制限するような条例等、重要であると判断されるもの以外の政策案について、運用上20日を下限として、期間を短縮することを可能とします。

上記の期間について、特別の事情により短縮する場合は、その理由を明記した上で、当該期間を設定できることとします。

意見等の提出方法は、実施機関が定める場所への直接の提出、郵送、ファクシミリ及び電子メール等とし、意見等が「紙」に書かれていることを前提とします。そのため、電話での直接的な意見等は想定していません。

意見等の提出を受けた際、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則、提出者の氏名、住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地）及び電話番号を明らかにさせることとし、政策案の公表に際しては、その条件を明示するものとし、

(意見等の取扱及び公表)

第6条 実施機関は、政策案を決定するときは、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮しなければならない。

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策案の決定をした場合は、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに政策案を修正したときは、その内容を公表しなければならない。

3 前項の公表については、第4条第1項及び第2項の規定を準用するものとし、その期間は30日以上とする。

4 第2項の公表を行う場合における、意見等の提出者の氏名その他の個人情報公表しないものとする。ただし、当該情報を公表する予定であることを明示している場合は、この限りでない。

◆ 実施機関は、意見等の募集を終了した後、それらを取りまとめて整理し、策定しようとする政策等に提案者の意見等が合理的に反映できるかどうかなど十分に考慮したうえで、最終的な意思決定を行っていくこととなりますが、提出された意見等を必ず取り入れるということではありません。

パブリックコメント制度は、政策案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示したものについては、実施機関の考え方を示すということには結びつきません。

また、意見等について、無記名等によりその差出元が不明な場合は、実施機関の判断により意見等として取り扱わないことができることとします。

(報告及び実施状況の公表)

第7条 実施機関は、パブリックコメント手続が終了したときは、遅滞なく、その旨を総務財政課に報告するものとする。

2 前項の報告により、パブリックコメント手続の実施状況について、ホームページへの掲載による公表を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。